

## よくいただくご質問



### 就学相談とその結果について

Q. 就学相談の相談員は、何か特別な資格を持っている人ですか？

A. 心理や教育の専門的知識と経験を持った者が相談にあたります。  
具体的には、公認心理師等や、小・中学校・特別支援学校での経験がある元教員です。

Q. 就学相談の結果、保護者の希望と専門家の提案が異なる場合は、どうなるのですか？

A. 保護者のご希望と専門家の提案が異なる場合は、必ず面談を行い、なぜそういう提案となったのかをご説明させていただきます。お子さんの特性や課題に合わせ、どんな配慮や支援が必要か、お子さんの力や可能性を最も伸ばすためにはどんな学習環境が望ましいかなど、専門家から出た意見の内容をお伝えしたうえで、改めて保護者のご意向をお聞きします。



最終的な就学先は専門家の意見及び本人・保護者の意向を総合的に勘案し、教育委員会が指定いたしますが、保護者やご本人の意向を最大限尊重します。（市立小・中学校の場合は立川市教育委員会が、特別支援学校の場合は東京都教育委員会が指定します。）ただし、特別支援学校へ就学する意向があっても当該の障害がないと判断される場合は、意向通りの指定とならない場合があります。安心して入学式を迎えていただけるように、入学前に必ず学校との面談の場を設け、必要な配慮や支援等について学校・保護者・教育委員会の三者で確認し合うほか、入学後の授業の様子を観察したり、ご家庭での様子をお尋ねしたりするなど、必要に応じて、ご相談を継続させていただきます。

Q. うちの子は発達がゆっくりなので、なるべく卒園直前の成長の様子を見て判断してもらいたいと思っています。就学支援部会に参加する日程を、後半のほうに指定できますか？

A. 可能な範囲で、ご希望に沿うよう考慮いたします。担当の就学相談員にご相談ください。  
ただ例年、冬場に入るとインフルエンザなどで体調を崩して当日欠席されるお子さんが増えるため、なるべく年内の就学支援部会にご出席いただけるよう、お勧めしています。

Q. 特別支援学級への就学を考えていますが、学校によって設備や人数にかなり差があると聞いたことがあります。複数の学校を見比べて、うちの子に最も合うと思う所を選べますか？

A. 立川市立の小・中学校では、通学区域に基づいて学校を指定しています。  
特別支援学級についても、お住まいの住所によって入学する学校を決めているため、見学や体験は指定校にて実施します。ただし、隣接校のほうが距離的に近いなどの一定の条件により変更できる場合があります。まずは担当の就学相談員にご相談ください。

Q. 入学通知書の発送は「立川市学務課から送られる」となっていますが、さらに学務課にも相談しておく必要があるのですか？

A. 学務課への相談は必要ありません。

就学先の合意がとれましたら、教育支援課より、市立の小・中学校の場合は同じ教育委員会の学務課に、特別支援学校の場合は東京都教育委員会に、それぞれご連絡いたします。  
就学相談をしていた課とは違う部署から通知が届く、という点をご承知おきください。

Q. たった1、2回の行動観察をただで、子どもの就学先を提案されてしまうのですか？  
発達の状況や将来のことを十分に理解してもらえないのではないかと不安です。

A. 就学支援等検討委員会からの提案を差し上げるまでの過程においては、就学相談員による行動観察だけでなく、お子さんの特性やご家庭での様子、将来についてのご意向などを、保護者の方から十分にお聞きしていきます。そのうえで、

- ・在籍している園の先生等からお聞きする、園での様子や支援の状況
- ・医師による診断書や、医療機関等での療育の記録
- ・発達検査の結果と、就学後の支援等に関する所見
- ・特別支援学校や特別支援学級の体験時の様子
- ・就学支援部会での小集団での活動の様子

…を総合的に参照します。

また、提案をまとめる際は、市内小・中学校の管理職や教員に加え、医師や言語聴覚士など専門家の所見も得て、専門的・多面的に審議を重ねます。

なお、必要に応じて、在籍している園を訪問して日常の様子を観察することもあります。ご心配な点があれば、ご遠慮なく、担当の就学相談員にお申し出ください。

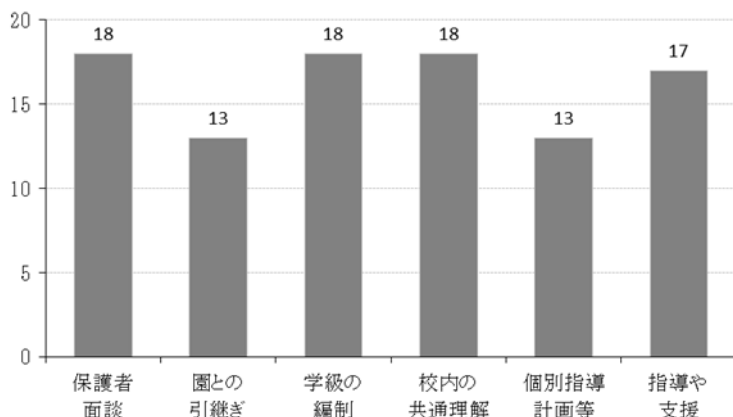


## 就学支援シートについて

Q. 就学支援シートを提出すると、その後、どのように情報が扱われるのですか？

A. 教育支援課でお預かりした就学支援シートは、1月下旬より順次、お子さんの就学が決定した小学校へ送付いたします。

(校)



受理した学校では、校長・副校長・特別支援教育コーディネーターなどの先生が目を通したのち、必要に応じて、保護者との面談や園との引継ぎの資料として活用するほか、学級編制の参考にしたり、学校生活支援シートを作成したりし、お子さんの指導・支援を行ううえで役立てています。

就学支援シートの活用に関する小学校アンケート  
(平成31年度調査)  
出典：『立川市第3次特別支援教育実施計画』



## 特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室について

Q. 特別支援学級と通級指導学級、特別支援教室の違いを教えてください。

A. 特別支援学級の場合は、その学級に在籍し、実態に応じた指導を行います。授業の内容によって、同じ学級の他学年の児童・生徒と共に学ぶこともあります。また、一部通常の学級において学習する「交流及び共同学習」を行うこともあります。これに対し、通級指導学級と特別支援教室の場合は、在籍する通常の学級（〇年〇組）で授業を受けながら、週に数時間だけ、通級指導学級を設置している学校や校内の専用の教室に通って特別な指導を受けます。

いずれの場合も、お子さんの状態に応じて、障害による学習上又は生活上の困難・克服を目的とする「自立活動」を取り入れます。また、知的障害特別支援学級の場合、各教科の内容を知的障害特別支援学校の各教科に替えるなど工夫した教育課程を編成します。

Q. うちの子は軽度の知的障害があると診断を受けています。軽い、ということは、知的障害特別支援学級（固定学級）ではなく、特別支援教室（通級指導学級）で指導を受ければ良いですか？

A. 障害の重さによる違いではなく、主障害が異なります。知的障害特別支援学級は知的障害のお



子さんが対象です。一方、特別支援教室は、自閉症やADHDなどの発達障害や情緒障害のあるお子さんのうち、知的発達に遅れがないお子さんが対象です。そのため、特別支援学級に在籍していたり、知的障害（軽度を含む）がある場合は、発達障害の特性があっても、特別支援教室（通級指導学級）はご利用いただくことができません。

また、特別支援教室（通級指導学級）の入室（入級）には審査があり、上記の前提条件を満たしていても、審議の結果、認められない場合があります。あらかじめご了承ください。

お子さんは日々成長し、力を伸ばしていきます。入学後の数年の間に、障害の状況や発達検査の数値が大きく変化するお子さんも少なくありません。ただし、WISC-IVもしくはWISC-Vは、問題の学習効果によって正しい結果が得られないことを避けるため、検査後おおよそ2年間は、再検査をご遠慮いただいています。

Q. 特別支援学級への就学を検討していますが、自宅から遠く、登下校が心配です。自家用車で送迎することはできますか？

A. 登下校の手段等については、就学先の校長先生とよくご相談ください。お子さんの障害の状況はもとより、学校周辺の道路環境、駐車場所の確保など、様々な条件が個々に異なります。

Q. 特別支援学級（固定学級）は何人クラスですか？先生は何人ですか？

A. 東京都の現在の基準では、児童8人で1学級を編制します。先生の数「学級数プラス1名」が配置されます。例えば、在籍している児童が9人の場合、8人を超えているので2学級となり、3人の先生が入ります。この場合の「学級」は、クラスの構成自体が8人と1人になるわけではなく、低学年と高学年、4人と5人など、学習内容や障害の特性、活動のしやすさ等を考慮して分けるのが一般的です。少人数であることに支障がある場合は、2学級以上で活動することもあります。

また、担任の先生以外に、学級の状況等に応じて、市独自に臨時指導員（介助員）も配置しているほか、図工や音楽の時間には、専科の先生が入る場合もあります。

Q. 特別支援教室は全校に導入するのに、なぜ特別支援学級（固定学級）は、すべての学校に設置しないのですか？

A. 小学校の知的障害特別支援学級7校に在籍するお子さんは、令和4年5月1日現在、135名です。もし全19校に設置した場合、地域によってはお子さんの数が校内で2～3名だけの学校が生じ、学級単位の学習活動に支障が出るのが懸念されます。

ご不便やご負担がある点は申し訳ないのですが、全校に設置する予定はありません。

Q. 主治医から「通級指導学級を利用したほうが良い」との診断書をもらっています。就学相談の中で希望を伝えておけば、入学してすぐに利用することができますか？

A. ◆きこえとことばの教室、ことばの教室（難聴・言語障害通級指導学級／小学校）

就学前のお子さんでも、随時、設置校にてご相談を受け付けています。その結果、必要に応じて、学級での体験的な通級を行う場合もあります。入学直前の2月の審査会で、入学後も継続した通級指導が必要だと認められれば、4月1日付で正式入級が決定します。

◆特別支援教室キラリ（小学校）

入室の申込みは、入学後の在籍学級での様子を見てからとなります。

東京都教育委員会のガイドラインでは、特別支援教室での指導の必要性を判断する目安として、

- ・レベル1＝心理職等の助言を受けながら指導を工夫すれば、担任の先生が対応できる
- ・レベル2＝支援員を配置するなど校内外の人材を活用すれば、対応できる
- ・レベル3＝レベル1、2では対応が困難で、特別支援教室での指導を必要とする

の「レベル3に該当すること」とされています。そのため、校内での取り組みの経過や課題、特別支援教室で達成したい目標、必要な時間数等を検討してからの入室申請となります。

就学支援等検討委員会で「通常の学級が適当であり、キラリでの指導を検討することが望ましい」との意見があった場合は、早めの授業観察やキラリの体験につなげられるよう、教育支援課より就学相談の資料とともに、就学先の小学校へ引き継ぎます。

◆特別支援教室プラス（中学校）

例年9～10月に、小学校6年生の保護者を対象に、巡回グループごとに説明会を開催します。ご希望により、個人面談も行います。その結果、必要に応じて、中学校での体験的な通室を行う場合もあります。入学直前の2月の審査会でプラスでの指導が必要だと認められれば、4月1日付で正式入室が決定します。



## 副籍制度について

Q. 特別支援学校に就学した場合、地域との関係が薄れてしまいませんか？地域の中で、障害のある子どもも障害のない子どもも一緒に育つ機会はありますか？

A. 東京都では、障害のある人とない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会（＝共生地域）の実現を目指し、「副籍制度」を推進しています。副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

平成27年度からは原則として、都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつこととなりました

そこで立川市でも、就学相談の結果、特別支援学校への就学意思を確認した後に、副籍制度に関する意向や交流内容に関する希望をお聞きし、地域指定校を決定しています。特別なご事情がない限り、原則としてご自宅に最も近い通学区域の小学校、中学校が地域指定校となります。そして、保護者やご本人のご希望を踏まえて交流の内容を決め、なるべく早期から実施できるように、お子さんの状況を地域指定校にお伝えし、打合せをさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、担当の就学相談員にご相談ください。

### 直接的な交流

特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の付添のもと、地域指定校の通常の学級の授業や、学校行事に参加します。

- ◆学校行事等の見学・参加
  - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
- ◆授業等の参加
  - ・国語や音楽の授業に参加
  - ・全校集会や学年集会への参加
  - ・部活動への参加 など

### 間接的な交流

学校だよりや学級だよりの交換等を中心に行います。

- ◆学校だよりの交換
  - ・郵送で交換をする
  - ・保護者が地域指定校に届ける
  - ・地域指定校の児童が、特別支援学校の児童の家に届ける など
- ◆学校だよりの交換以外の間接的な交流
  - ・展覧会などに作品を出品し展示する
  - ・おたより交換の中に手紙を書いてやりとりする など

※特別支援学級との交流をご希望される場合は、地域指定校の指定の際にご相談ください。



### 放課後の過ごし方について

Q. 両親とも働いているので、学童保育所の利用を考えています。申込みはいつ頃ですか？

A. 新年度の申込みは、前年の10月頃から申込書の配布が始まり、11月頃に受付予定です。申込みのお知らせは、市の広報及びホームページに掲載されます。

～令和6年度向け募集の内容（参考）～

保育時間：学校のある日は下校時から18時（延長19時）までの保育。

学校休業日や土曜日は8時～18時（延長19時）までの保育。

延長保育：18時～19時 延長保育料：月額2,000円 一時利用：日額500円

保育料：月額4,000円（きょうだいで入所の場合、上の学年の児童は2,500円）

間食費：月額2,000円 休所日：日曜日・祝日・年末年始。

令和7年度向け募集の内容等詳しくは、市役所 子ども育成課 ☎042-523-2111 内線1300へ。

なお、各学童保育所の情報は、市ホームページでご紹介しています。

<http://www.city.tachikawa.lg.jp/shisetsu/gakudohoiku/index.html>



Q. 放課後子ども教室とはどのようなものですか？

A. 立川市では小学校内で遊びや、スポーツ、文化活動などを行う「放課後子ども教室」を実施して子どもの安全安心な居場所を設けております。運営は学校により異なります。地域の方々が運営する教室や事業者に委託し、平日毎日のほか夏休み等の長期休業期間も実施する「放課後子ども教室くるプレ」があります。

詳しくは、市役所 子ども育成課 放課後子ども教室係 ☎042-523-2111 内線1302へ。

なお、放課後子ども教室の情報は、市ホームページでもご紹介しています。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kodomoikusei/kosodate/kosodate/ibasho/hokago.html>

Q. 主治医から、放課後等デイサービスの利用を勧められました。どんな手続きが必要ですか？

A. 学校（幼稚園、大学を除く）に通学中の障害児を対象に、放課後等において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を支援しています。学校教育と相まって自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりを行います。利用するためには、

- ①主治医等に利用の適否について相談する。 \*障害手帳または診断書が必要です。
- ②事業所に空き状況等を問い合わせ、見学を行う。
- ③事業所の利用が決まったら、市役所 障害福祉課（市役所 1 階）へ申請する。  
☆申請に来所される前に、障害福祉課の地区担当員へお電話ください。  
☆障害児支援利用計画書の提出が必要です。

詳しくは、障害福祉課 ☎042-523-2111・内線 1517～1523 へ。



事業所名	所在地	電話番号
みんなの広場 2	富士見町 1-23-16 富士パークビル 102	512-9299
LITALICO ジュニア立川南口教室	柴崎町 2-3-13 エイティエイト立川デュオ 2 階	847-3399
ジョブサ U18 立川南口教室	柴崎町 2-4-15 ほまれ屋本社ビル 201 号室	595-9980
ドリームボックス立川	柴崎町 5-8-1 リバーサイドアプス 1 階	518-8794
LEIF 立川	柴崎町 6-19-30 2 階	595-9811
ゆいまーる	羽衣町 1-20-4	512-9676
キッズガーデンこもれび	羽衣町 3-2-14	512-9768
かりゆーし	羽衣町 3-29-4	512-5849
ジョブサ U18 立川北口教室	曙町 1-24-11 橋本ビル 7 階	548-1300
テイクオフ	高松町 1-20-5	527-9203
スマイル Jr	高松町 3-25-10 富士永ハイツ 101	523-0818
デイサービス事業みんなの広場 1	栄町 4-2-1 ジュネスイトウ 1 階	540-3223
こばんはうすさくら立川若葉町教室	若葉町 2-14-18 ジャロックビル 1 階	534-9095
トライきっず泉体育館	幸町 1-10-6	538-2900
こばんはうすさくら立川幸町教室	幸町 3-13-14 矢島ビル 1 階	537-8530
立川らびっとくらぶ	幸町 3-25-1 立川けやき台ハイツ 1 階	537-7564
ハイタッチ！立川幸教室	幸町 5-1-7 フルミエールメゾン 1 階 B	537-8653
トライきっず砂川七番	幸町 5-5-14 セブンヒルズマンション 1 階	537-7841
ネクストエール立川教室	柏町 2-40-1 メゾン咲	537-8622
ハイタッチ！立川柏教室	柏町 2-43-1 ARROWS-B101	537-9551
lulu	砂川町 6-44-20	537-7362
ネクストエール立川上砂教室	上砂町 5-45-1 ヴェルディール武蔵砂川 102・103	537-8267
児童デイサービスサンフラワー	一番町 5-1-5 ネクサス立川 1 階	848-9136

lulu は重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんが対象です。